

令和5年2月24日

波佐見町議会

議長 百武 辰美 様

波佐見町議会総務文教委員会

委員長 脇坂 正孝



委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

事件の番号	付託年月日	件 名	審査結果	摘 要
4 請願第 1 号	令和 4 年 1 2 月 7 日	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出について	不採択すべき ものと決定	賛成少数



付 託 事 件 審 査 報 告 書

4 請願第 1 号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、令和 5 年 1 月 3 0 日及び 2 月 8 日に審査を行った。

2. 第 1 回審査会

審査の経過

- | | | |
|-------|---|------------|
| ①審査日時 | 令和 5 年 1 月 3 0 日（月） | 午前 1 0 時から |
| ②審査場所 | 役場 委員会室 | |
| ③出席者 | 委員長 脇坂 正孝 副委員長 田添 有喜
委員 百武 辰美 濱本 秋人 岡村 真由美 福田 勝也 | |
| ④説明員 | 東彼民主商工会事務局長 朽原 明浩 議員 横山 聖代 | |

3. 請願の概要

東彼民主商工会（会長 川原 照男、事務局長 朽原 明浩）から、令和 4 年 1 1 月 1 日付で請願が提出された。（紹介議員 三石 孝、横山 聖代）

（1）請願の趣旨

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2 0 2 3 年 1 0 月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、既にインボイス発行事業者の登録申請が始まっている。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、営業が続けられず廃業が加速されてしまいます。

コロナ禍での時短・自粛営業を余儀なくされ、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体が「延期」「中止」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声をあげています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小企業者の存在は不可欠です。地場産業である「波佐見焼」においても、インボイス制度が実施された場合は、地域経済に大きな影響を受けてしまいます。

以上のことにより、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出していただくことをお願いいたします。

(2) 請願事項

「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に提出してください。
以上、請願いたします。

4. 審査の概要

令和5年1月30日に審議を行った。主な審議事項は下記のとおりである。また、公平公正を期す目的で、東彼商工会との意見交換会も令和5年2月8日に実施することとした。

主な質疑事項

Q：町内には700以上の事業者がある。その中で免税事業者と課税業者の数を把握されていますか。

A：免税事業者と課税事業者の数は把握していない。

Q：東彼民主商工会で把握されている課税業者はどの程度か。

A：東彼民主商工会加入者218人のうち75人が課税事業所である。約3分の1が課税業者で残りの3分の2が免税業者である。

Q：事務局長より「ひとまず中止すべき」と話されたのは、どのような考えからか。

A：現在、いろんな各団体がインボイス制度に関して心配であるという声が出されていることから「ひとまず中止すべき」と話した。

Q：今後、東彼民主商工会では、どのような研修会を計画されているのか。

A：ここ1年で10回ほどの学習会を開催した。また、ここ1年間で800名くらいの署名を集めた。一般の方にはご存じでない方も多いので一般の方にも署名を広げ、インボイスの内容を知らせてはという声もある。

Q：インボイス制度の導入の目的に「益税をなくす」とあるが東彼民主商工会では、このことをどのように認識されているのか。

A：仕入れ経費には消費税を払っています。売るときは、消費税はまともにもらっていませんから、実際免税業者であるから益税になっている現状ではない。

Q：「反対」「延期」などを求めている地方自治体の中で、長崎や佐賀県が著しく少ない理由が分かれば教えていただきたい。

A：確かに北海道や東北が多く、長崎県は1自治体のみです。長崎や佐賀県が少ない理由は分かりかねます。

Q：東彼民主商工会加入者でインボイス制度の登録をはじめられている方はいますか。

A：今はほとんどいません。インボイス制度の内容をきちんと理解した上で登録することになっています。

Q：事務局長の説明で、導入にあたってはデメリットが多くても、メリットはないと説明されたが本当ですか。

A：緩和措置が考えられている。しかし、経過措置期間が長く、合計すれば6年間になります。このような現実からもデメリットが多いからと考える。メリットもあるのではということですが一般的な業者にとってみれば圧倒的にデメリットの方が多いと思われる。インボイス制度が導入されるとひとつも良いことはないと思う。

Q：インボイス制度を導入することで、どのような動きが考えられるか。

A：元請けから消費税分の値引きを求められたり、取引から排除される動きがあると考え
る。

5. 第2回審査会

東彼商工会との意見交換会

①意見交換会日時 令和5年2月8日（水） 午後2時から

②意見交換会の場所 役場 議員控室

③出席者 委員長 脇坂 正孝 副委員長 田添 有喜

委員 百武 辰美 濱本 秋人 岡村 真由美 福田 勝也

④説明員 東彼商工会事務局長 浪花 教義 次長 中尾 正浩

主事 松山 翔太郎

⑤内 容

町内では全体で約700事業あり、東彼商工会会員は480事業所である。480事業所の内6～7割が小規模事業所である。会員からのインボイス制度に対する「反対」「延期」の声はない。

今後、インボイス制度導入に対して適切な支援を行っていく。これまで会員を対象にセミナーを6回開催し、関心は高く日々相談を受けている。

6. 審査のまとめ

令和3年8月17日に付託を受け、本付託事件について10月21日に審査を行い、全会一致で不採択すべきものと決定した。

今回再び東彼民主商工会より令和4年11月1日付で請願があり、令和5年1月30日及び2月8日に審査を行った。

委員の中には、「波佐見町は免税事業者の方が多く、この制度の導入により、課税事業者は何が何でもしてしまおうというような策だと思う」という少数意見があった。また、東彼民主商工会では、デメリットの方が先行し、制度導入に対しては慎重で、学習会での制度理解や署名活動による「中止」「延期」の動きがある。

一方、東彼商工会との意見交換会では、制度導入に対する「反対」「延期」等の考えはなく、この制度を導入することで免税事業者が登録するか否かの判断に役立つセミナーの開催や日々の相談活動に努めておられることを確認することができた。

7. 審査の結果

採択の結果、4請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。